

環境報告書に対する第三者意見書

第三者意見書

平成15年9月12日

三菱地所株式会社

取締役社長 高木 茂 殿

株式会社トーマツ環境品質研究所
(デロイト トウシュ トーマツ グループ)
代表取締役社長 古室正充
(公認会計士)



1. 審査の目的

当環境品質研究所では、三菱地所株式会社の責任において作成された三菱地所グループ「環境報告書 2003」に対して、正確性の向上に資することを主な目的として、会社と合意した手続に従って審査を行い、同報告書について独立した立場で意見を表明する。

なお、この意見は、社会的に合意された報告書に関する作成基準及び審査基準が確立されていない現段階において、三菱地所株式会社より提示されたデータ及び質問を基礎に正確性に関わる心証形成をしているため、正確性の保証レベルについても一定の限界を有している。

2. 審査の手続

当環境品質研究所は、「環境報告書 2003」について以下の審査手続を実施した。

(1) 掲載されている情報の収集過程とその集計方法の合理性を審査した。

(2) 掲載されている内容について、作成責任者に対する質問及び関連する議事録の閲覧、ISO14001関連資料との照合、その他根拠資料となる利用可能な内部資料及び外部資料と比較し検討した。

3. 結論

審査の結果、当環境品質研究所の意見は、次のとおりである。

(1) 「環境報告書 2003」に掲載されている情報は、三菱地所株式会社及び報告書に掲載されているグループ企業の業務から出された情報を適切に集計したものである。

(2) 「環境報告書 2003」に掲載されている情報は、当環境品質研究所が審査の間に入手した根拠資料と矛盾していない。

以上

第三者意見書表明に関する実施手続の補足説明

ステップ1

審査計画策定

1. 報告書掲載事項の確認
情報の範囲
情報の収集過程
情報の収集方法
2. 審査事項・審査方法の決定

ステップ2

審査実施

事務局及び担当者に対する審査の実施

ステップ3

審査事項

審査結果指摘事項
(修正・提案)の報告

ステップ4

最終版報告書 チェック

ステップ3での指摘事項のフォローアップ

ステップ5

第三者意見書提出 第三者意見書の提出

今回は235のチェック項目により実施

審査訪問先

三菱地所(株)
ビル事業本部ビル管理運営部署
住宅開発事業本部
社会環境推進室(事務局)
三菱地所コミュニティーサービス(株)
(株)三菱地所設計
三菱地所ホーム(株)



記述内容につき社会環境推進室担当者へヒアリング



ビルにおける取り組みについてビル管理運営部署担当者から説明を受ける

第三者審査にあたって

環境報告書の比較可能性や信頼性を高めるため、2004年度を目処に第三者機関による審査手法の検討が環境省において進められていますが、現時点では確立された手法はありません。三菱地所グループでは、報告書に記載した情報の信頼性を確保することが重要と認識し、外部の第三者による審査を受け、「第三者意見書」を受領しています。今後ともより信頼性の高い環境情報の発信に努めていきます。